

令和3年第3回（9月）定例会

議案説明

令和3年8月24日

議案番号	件名	ページ
行政報告	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和2年度決算概要及び令和3年度事業計画概要について	1
報告第9号	令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について	2
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3
議案第56号	令和2年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について	4
議案第57号	令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第58号	令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第59号	令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第60号	令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第61号	令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第62号	令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第63号	令和2年度山陽小野田市病院事業決算認定について	6
議案第64号	令和2年度山陽小野田市水道事業決算認定について	6
議案第65号	令和2年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について	7
議案第66号	令和2年度山陽小野田市下水道事業決算認定について	7

議案番号	件名	ページ
議案第67号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について	7
議案第68号	令和3年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について	8
議案第69号	山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第70号	山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第71号	山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第72号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について	9
議案第73号	高千帆小学校普通教室棟整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について	9
議案第74号	令和2年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第75号	令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第76号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について	10
承認第6号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に関する専決処分について	11
承認第7号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）に関する専決処分について	12

本日は、令和2年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

まず、令和2年度の決算について御報告します。貸借対照表の固定資産においては、教育・研究環境の充実を図るため、校舎設備の改修や研究機器類、図書の購入等が行われましたが大規模な資産形成はなく、減価償却等による資産の減少により前年度比3億171万5,349円減の38億6,016万6,455円が計上されております。

また、流動資産においては、現金及び預金として、11億9,478万9,657円が計上されるなど、資産全体では、51億4,348万8,038円が計上されております。

なお、損益計算書におきましては、外部資金の獲得や経費節減などの経営努力等により、当期総利益として1億2,344万4,354円が計上されております。

次に、令和3年度の事業計画については、支出は、人件費14億6,349万3,000円、一般管理費7億9,006万円のほか、教育経費、教育研究支援費等、計29億1,868万5,000円が計上されております。

なお、これらの財源としましては、市が交付する運営費交付金16億4,594万円、授業料や入学金等からなる学生等納付金収入7億8,411万円のほか、目的積立金取崩収入、受託研究等収入等が充てられております。

公立大学法人の運営につきましては、薬学部の開設から4年目となる今年度も全国各地から多くの入学生が迎え入れられました。現在、工学部、薬学部ともに収容定員に対し十分な学生数が確保されており、財務状況も含め順調に運営がなされているものと考えております。今後も法人運営が円滑に進み、山口東京理科大学が地域に根差し、地域に求められる大学として発展していけるよう、市といたしましても、引き続き適切な支援に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました報告第9号は、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、御報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当ありません。

次に、実質公債費比率については、7.9%、将来負担比率については、58.6%、公営企業会計の資金不足比率については、全会計において該当ありません。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました諮問第1号から諮問第4号までは、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

現委員の佐々木宏志（ささき ひろし）氏、林洋子（はやし ようこ）氏、秋本和美（あきもと かずみ）氏及び島内利信（しまうち としのぶ）氏の任期が令和3年12月31日をもって満了することとなりますので、後任委員の候補者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

御承知のとおり、人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣が委嘱しますが、推薦につきましては、議会の意見を聞くこととされております。

慎重に人選しました結果、佐々木氏については、引き続き推薦し、林氏の後任には、青木恵子（あおき けいこ）氏を、秋本氏の後任には、荒川栄子（あらかわ えいこ）氏を、島内氏の後任には、江中幸夫（えなか ゆきお）氏を推薦したいと思います。

引き続き推薦します佐々木氏は、1期3年、人権擁護委員を務められており、人格、見識ともに優れ、その実績を鑑みましても適任であると確信しております。

新しく推薦します青木氏は、長年、PTAや青少年育成センター補導員、学校運営協議会委員など児童生徒の健全育成に努められ、人権擁護委員として適任であると考えております。

荒川氏は、長年、更生保護活動に取り組みられており、人権擁護委員として適任であると考えております。

江中氏は、長年、小学校教諭として児童の健全育成に努められるとともに社会教育主事として人権教育にも取り組まれており、人権擁護委員として適任であると考えております。

以上、御審議のほど、よろしく願いたします。

なお、任期満了となります秋本氏におかれましては3期9年間、島内氏と林氏におかれましては2期6年間にわたり、人権擁護の確立に御貢献賜り、深甚なる敬意と謝意を表すとともに、今後の御健勝と御活躍をお祈りします。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第56号から議案62号までは、令和2年度の一般会計及び特別会計の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

まず、議案第56号は、一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和2年度の予算額は、当初296億5,100万円でしたが、補正予算及び繰越明許費予算をあわせて、予算現額は、382億8,246万4,700円となりました。

これに対し、歳入決算額は361億4,548万4,632円で、執行率は94.4%となりました。

一方、歳出決算額は355億2,440万7,550円で、執行率は92.8%となりました。

この結果、形式収支である歳入歳出差引は、6億2,107万7,082円の黒字となり、形式収支から翌年度への繰越財源1億6,821万3,455円を差し引いた実質収支は4億5,286万3,627円の黒字となりました。

この4億5,286万3,627円の剰余金の処分については、今後の補正において、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1を下らない金額を財政調整基金又は減債基金への積立や地方債の繰上償還に充てることとなります。

歳入の主な内容については、その根幹をなす市税は、対前年度比4.8%減の97億7,185万8,292円となっております。また、地方交付税は、対前年度比10.1%増の66億9,749万6,000円となりましたほか、国庫支出金は、対前年度比189.2%増の109億7,116万6,872円、市債は、対前年度比41.3%減の26億157万4,000円となりました。

歳出の内容については、お手元の資料「令和2年度決算に係る主要な施策の成果その他予算の執行等の実績報告書」をもって説明に代えさせていただきます。

最後に、令和2年度決算に係る主要財政指数は、単年度の財政力指数0.594、経常収支比率95.6%となっております。

次に、議案第57号は、駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 3,101 万 5,082 円、歳出決算額 910 万 4,444 円、差引き 2,191 万 638 円となりました。主な内容は、歳入では、駐車場使用料であり、歳出では、駐車場事業費であります。

次に、議案第58号は、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額71億 9,437 万 263 円、歳出決算額70億 1,771 万 5,715 円、差引き 1 億 7,665 万 4,548 円となりました。主な内容は、歳入では、保険料、県支出金、及び他会計繰入金であり、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金であります。

次に、議案第59号は、介護保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額65億 237 万 6,507 円、歳出決算額62億 9,086 万 2,779 円、差引き 2 億 1,151 万 3,728 円となりました。なお、当該差引額は、翌年度への繰越財源 336 万 6,600 円を含んでおりますので、実質収支は繰越財源を差し引いた 2 億 814 万 7,128 円となります。主な内容は、歳入では保険料、国庫支出金及び支払基金交付金であり、歳出では保険給付費及び地域支援事業費であります。

次に、議案第60号は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額10億 9,413 万 742 円、歳出決算額10億 9,334 万 8,023 円、差引き 78 万 2,719 円となりました。主な内容は、歳入では保険料及び一般会計繰入金であり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、議案第61号は、地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額及び歳出決算額は、ともに 880 万 6,818 円となりました。主な内容は、歳入では市場使用料及び一般会計繰入金であり、歳出では卸売市場費であります。なお、同会計については、令和 2 年度をもって廃止しております。

次に、議案第62号は、小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 174 億 9,589 万 787 円、歳出決算額 186 億 7,804 万 3,735 円、差引

き11億 8,215 万 2,948 円の不足となったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 3 年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。なお、単年度収支については 4,066 万 5,329 円の黒字を計上することができました。

主な内容は、歳入では、勝車投票券発売収入であり、歳出では、競走事業費であります。

議案第63号から議案第66号までは、令和 2 年度の病院事業、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方公営企業法第30条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第63号は、病院事業決算認定であります。

令和 2 年度決算は、収益的収入は医業収益が37億 7,499 万 2,012 円となり、医業外収益及び特別利益を含んだ病院事業収益は44億 1,050 万 330 円となりました。

これに対し、収益的支出は医業費用が41億 7,612 万 6,090 円となり、医業外費用及び特別損失を含んだ病院事業費用は44億 5,196 万 6,964 円となりました。

この結果、損益計算の収支差引では 4,146 万 6,634 円の当年度純損失を生じ、年度末未処理欠損金は32億 9,739 万79円となりました。

次に、資本的支出については、建物改築費や医療機器更新に伴う器械及び備品費、企業債償還金、他会計からの長期借入金償還金で 4 億 1,807 万 4,882 円となり、これに対する財源として企業債、他会計負担金、補助金、寄附金で 3 億 4,686 万 860 円を充て、差引不足額 7,121 万 4,022 円は消費税等資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、議案第64号は、水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入については、有収水量は横ばいとなったものの、料金収入が約 0.7 %の減収となり、収入総額は15億 3,933 万 4,173 円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額13億 2,196 万 8,952 円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 1 億 6,232 万 2,799 円が生じました。

次に、資本的収支の支出については、建設改良費に企業債償還金を含めた総額が9億7,015万2,144円となりました。これに対する財源として、資本的収入の企業債、工事負担金、出資金等の総額3億5,721万8,907円を充て、その結果、差引き6億1,293万3,237円の不足額が生じました。この不足に対しては、当年度分損益勘定留保資金等に加え、積立金を1億7,237万269円取り崩して補填しました。

次に、議案第65号は、工業用水道事業決算認定であります。

本年度の収益的収支における収入総額は2億8,990万1,219円となりました。

これに対し、支出総額は2億1,508万6,033円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益7,288万3,509円が生じました。

次に、資本的収支の支出については、建設改良費に企業債償還金を含めた総額が4,688万9,305円となりました。これに対して収入は、病院会計からの貸付金償還金の6,600万円のみであり、これは平成19年度決算で措置済みですので、他に収入がないことから支出総額全額が補てんすべき不足額となります。その対応として、損益勘定留保資金等に加え、積立金を2,136万8,760円取り崩して補填しました。

次に、議案第66号は、下水道事業決算認定であります。

まず、収益的収支については、収入総額18億834万6,380円に対し、支出総額は、17億7,294万5,675円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収支については、収入総額15億2,883万5,799円に対し、支出総額は、22億2,776万8,502円となり、差引き6億9,893万2,703円の不足額が生じました。この不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金等により補填しました。

議案第67号は、令和3年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、令和3年8月16日に林芳正参議院議員が議員辞職したことに伴

い、10月24日の日程で参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙が行われることとなり、所要経費を計上するものであります。これは取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ3,251万3,000円を追加し、予算総額を301億8,649万9,000円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入では、国庫支出金3,251万3,000円を増額しております。次に歳出では、総務費3,251万3,000円を増額しております。

議案第68号は、令和3年度病院事業会計補正予算であります。

今回の補正は、入院患者数、外来患者数、主要な建設改良事業の予定量を改めるとともに、これらに関連する予算の調整等を行いました。

まず、収益的収支の収入については、入院外来等について現時点での実績等を踏まえて医業収益9,124万5,000円を減額し、医業外収益については、新型コロナウイルス対策事業費補助金として4億455万5,000円を増額した結果、病院事業収益は3億1,331万円増の46億1,956万8,000円となりました。

次に、支出については、入院外来患者の増減に伴う関連費用として材料費を増額し、また新型コロナウイルス対策関連経費の増額などで合計3,371万7,000円の医業費用を増額し、医業外費用として、一時借入金利息や雑支出など合計1,370万8,000円を増額した結果、病院事業費用は4,742万5,000円増の47億6,895万1,000円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では4,503万2,000円の単年度純損失となりました。

次に、資本的収支の支出については、器械及び備品費などの建設改良費として7,582万8,000円を増額し、補正後の資本的支出の予算額は7,582万8,000円増の10億3,444万2,000円となりました。また、収入については、企業債1億6,940万円を減額し、寄附金100万円を増額し、新型コロナウイルス対策のための機器整備事業費補助金として7,478万7,000円を増額し、補正後の資本的収入の予算額は9,361万3,000円減の8億2,167万1,000円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,277万1,000円は内部留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の補正にあわせ、企業債の限度額も特別減収対策企業債を1

億 6,940 万円減額し、0 円としました。

最後に、今後の現金払の増加に備え、一時借入金限度額を 3 億円増の 10 億円としました。

議案第 69 号は、山陽小野田市税条例の一部改正であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日以降から順次施行される内容についての改正であります。

内容としましては、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、個人市民税における扶養親族について、規定の整備を行うものであります。

このほか特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和 9 年度分の個人の市民税まで 5 年間延長するものであります。

議案第 70 号は、山陽小野田市児童クラブ条例の一部改正及び議案第 71 号は、山陽小野田市立小・中学校条例の一部改正であります。

これらは、令和 3 年度で津布田小学校を廃止し、令和 4 年度から埴生小学校と統合することに伴い、津布田小学校及び津布田児童クラブをそれぞれ埴生小学校及び埴生児童クラブに統合するため所要の改正を行うものであります。

議案第 72 号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可についてであります。

これは、令和 3 年 7 月 27 日付けで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から実務薬学実習費や施設利用料等の業務について、令和 4 年度から料金を徴収するため、料金の上限の一部変更についての認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判断しましたので、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、徴収する料金の範囲は、大学の業務に関するものが対象となりますので、入学検定料、入学金、授業料、証明書等交付手数料、施設使用料、実習費、講習料等となっております。

議案第 73 号は、高千帆小学校普通教室棟整備事業（建築主体・機械設備工事）

請負契約の締結についてであります。

高千帆小学校の児童数については、令和7年度にかけて増加が見込まれており、現在の教室数では学校運営に支障をきたすため普通教室棟を建築するものであります。

去る7月27日に指名競争入札を行いましたところ、6億1,820万円をもって高千帆小学校普通教室棟整備事業（建築主体・機械設備工事）嶋田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同企業体が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号及び議案第75号は、いずれも地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第74号は、水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和2年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金3億3,469万3,068円の処分としては、まず、1億6,232万2,799円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る1億7,237万269円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものです。

次に、議案第75号は、工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和2年度工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金9,425万2,269円の処分としては、まず、7,288万3,509円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る2,136万8,760円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものです。

議案第76号は、令和3年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、小野田地区公立保育所整備事業、駅舎バリアフリー化整備事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり歳入歳出それぞれ2億2,776万6,000円を追加し、予算総額を304億1,426万5,000円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入では、地方交付税 5 億 5,864 万 6,000 円、国庫支出金 4,771 万 1,000 円、県支出金 600 万円、寄附金 6 万円、諸収入 294 万 2,000 円をそれぞれ増額し、地方特例交付金 387 万 5,000 円、繰入金 1 億 3,706 万 1,000 円、市債 2 億 4,665 万 7,000 円をそれぞれ減額しております。

次に、歳出では、総務費において、財政調整基金積立金の減はあるものの、マイナンバーカード等交付関連事務費、衆議院選挙事業等として 451 万円を増額し、民生費では、小野田地区公立保育所整備事業等として 1 億 2,660 万 2,000 円を増額しております。また、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、健診結果の利活用に向けた情報標準化事業等として 3,868 万 9,000 円を増額し、農林水産業費では、防災重点ため池廃止事業、人・農地プラン実質化推進支援事業として 619 万 1,000 円を増額しております。次に、商工費では、駅舎バリアフリー化整備事業により 2,870 万 5,000 円を増額し、消防費では、消防団装備改善事業として 117 万 8,000 円を増額しております。次に、教育費では、新型コロナウイルス感染症対策としての指定管理者への減収補てん、PCR 検査委託業務等として 1,479 万 1,000 円を増額し、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業として 710 万円を増額しております。

なお、地方債補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

承認第 6 号及び承認第 7 号は、令和 3 年度一般会計補正予算に関する専決処分について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものであります。

承認第 6 号に係る補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、既存の貸付制度において、既に貸付限度額に達しているなど、制度が利用できない困窮世帯に対し、国が新たな支援策として新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を創設したことによるものです。本市におきましても、申請の受付体制の確保など早急な予算措置が必要な案件でありましたことから、令和 3 年 6 月 22 日に専決処分を行ったものです。

これにより、歳入歳出それぞれ 1,578 万 8,000 円を追加し、予算総額は 301 億 5,372 万 7,000 円となりました。

承認第7号に係る補正の内容は、新山野井工業団地かんがい揚水施設のポンプが故障したことに伴い、周辺地域の農業用水を確保することに支障が生じるおそれがあったため、早急な修繕に対応するための予算措置が必要となり、令和3年7月6日に専決処分を行ったものです。

これにより、歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、予算総額は301億5,398万6,000円となりました。

以上、御審議のほど、よろしく願いたします。